

24時間対応定期巡回・随時対応サービス等推進事業

報 告 書

千葉県君津市保健福祉部高齢者支援課

平成24年4月

1 目 的

特別養護老人ホーム等の施設に入所をしなくとも、要介護者が居宅に於いて安心して暮らすためにはどうしたらよいのか。

超高齢社会の到来、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみ世帯の増加など。

こうした問題に直面し、高齢者が在宅で安心して暮らすことができるよう、24時間見守りをするための方策を求め、本モデル事業に応募をいたしました。

ひとり暮らしの要介護者や老々介護はもとより、日中独居や家族の夜勤就業など、従来の訪問介護だけではカバーできない要介護者をいかに見守っていくか。今後の訪問介護の選択肢として24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護がどのように提供されるべきかを検討することを目的としました。

2 背 景

君津市は千葉県で2番目に広く、東西に広がった地形をしており、西側に人口と就業先が集中し、東側は一部山間地となります。人口約89,000人に対し高齢化率24%となり、近年、国の平均を上回ったところです。また、地域コミュニティの希薄化や家族構成等から、高齢者を取り巻く周辺状況は急速に変化してきています。

こうしたなか市では高齢者福祉サービスのひとつとして、ひとり暮らし高齢者のための緊急通報システムを用いた見守りを実施してきました。このサービスは介護保険によるサービスではないため、要介護者に限らず利用できる利点とひとり暮らし限定、緊急時の協力者を得ることが難しいという問題がありました。

一方、介護保険事業計画策定のためのアンケート結果などから、介護保険サービスとして、夜間対応型訪問介護の利用意向が高いことも了知しておりました。将来的なものも含め、何らかの見守りを希望する高齢者や家族（地域のコミュニティのみでなく）が少なからずいるという認識を持っていました。

さらに、市内の特別養護老人ホーム等の介護保険施設は常に満床状態であり、要介護者の増加もあり、入所待機が緩和されずにいる状況に苦慮していました。

3 事業内容

モデル事業では、利用者見込み30人に対し、市内全域でのサービスの提供を実施する方策を検証することとしました。

事業実施のための受託事業者は平成23年6月から地域密着型特別養護老人ホームおよび夜間対応型訪問介護事業を実施した社会福祉法人とし、この事業者の有するオペレーションシステム、緊急通報端末を利用することとしました。

また、事業者間の連携を取り利用希望者へ柔軟に対応することや他の訪問介護サービスとの併用希望のある方には、モデル事業である趣旨を充分説明することで認めることとしました。さらに利用者の負担については、協力者という観点から1月あたり1,500円と安価な設定をし多くの方の利用をしてもらうことを目指しました。

なお、実施結果の検証には、市内の介護支援専門員や包括支援センター職員、高齢者支援担当の市職員等により構成する検討委員会にて行うこととしました。

4 実施結果

(1) 利用者の利用状況等

モデル事業の利用申込みは期間中に42名あり、このうち6名は独居老人でありました。

また、契約期間の途中で休止または終了した方は5名（死亡や入院等による）でした。

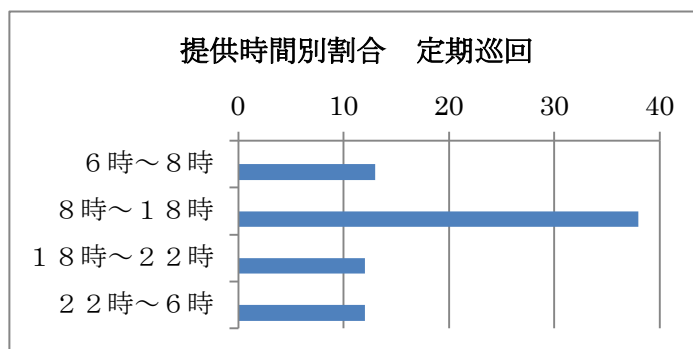
月	申込み数	休止・終了者数
11月	10名	—
12月	11名	—
1月	12名	—
2月	7名	2名
3月	2名	3名
合計	42名	5名

(2) 利用者の要介護度別の状況

要介護度	利用者数
1	13名
2	6名
3	16名
4	5名
5	2名
合計	42名

(3) 定期巡回訪問回数（月別）

月	延べ訪問回数
11月	74回
12月	285回
1月	455回
2月	540回
3月	404回
合計	1,758回



① 主な訪問内容

- ・毎日（朝・夕）の血糖測定およびインスリン注射の見守り
- ・バイタルチェックおよび安否確認
- ・トイレへの誘導、おむつ交換、安否確認
- ・食事準備、服薬の確認およびゴミだし
- ・デイサービスへの送り出し準備
- ・戸締り、緊急通報装置の電源確認、深夜おむつ交換、定時の点眼介助

② 訪問時の所要時間

訪問時の所要時間は平均15分であり、最短が約10分で最長は約20分（移動時間は含まず）

(4) 随時対応状況（月別）

各月における利用者からの通報の状況と対応

月	通報件数			
	随時訪問等	誤報等	相談援助	
1 1月	6件	0件	6件	0件
1 2月	7件	5件	1件	1件
1 月	1 2件	1 0件	2件	0件
2 月	3 8件	2 9件	4件	5件
3 月	1 3件	1 0件	1件	2件
合 計	7 6件	5 4件	1 4件	8件

① 主な通報のうち随時訪問に至った内容

- ・ベッドからの起き上がり、床への座込みや室内での転倒による援助の依頼
- ・おむつ交換の援助の依頼
- ・体の痛みや気分の悪さなど体の不調の訴え
- ・妄想や幻覚の訴え

② 誤報等の内容

物の落下等により端末機を誤って押してしまった。

③ 訪問時の所要時間

訪問時の所要時間は平均15分であり、最短が約3分で、最長は約30分（移動時間は含まず）

5 検証結果報告

このサービスは利用者のアセスメントが十分考慮されたうえで提供する必要があり、利用者本人にもサービス内容を深く理解していただく必要があると思います。（緊急通報においては契約者以外のことでの通報や相談、サービス外の要望等もあり、オペレーターには高い対応能力が求められました。）

サービスの提供にはマンパワーの確保が不可欠ですが、主体となる事業者だけでなく連携事業所も含め、相当な人件費がかかることから、今後のサービス提供には、安定的な経営と職員の処遇確保が求められます。併せて従事者の資質向上や問題共有、ネットワークの強化等に努めてもらう必要があります。

こうしたことから、今後サービスが広く普及するためには、事業者の確保が課題であり、行政としての継続的な支援と指導監督が重要であると考えます。

なお、本市のモデル事業利用者の今後の利用意向については、サービス利用限度額の問題等から希望しない方もありましたが、そうした方でも夜間対応型訪問介護の24時間通報対応を希望している方が多くいましたので、段階的に定期巡回が必要になるケースなども想定し、あわせて事業整備をすることも有効ではないかと考えます。

今後このサービスが、利用者に有効有益なサービスとして提供されるために、事業者に対する地域密着型の独自加算を認めることだけでなく、連携事業者に対する報酬としての加算を創設することや、利用者の状況によっては他の訪問介護との一部併用を認めることも検討すべきであると提唱いたします。

6 モデル事業を終えて

24時間対応の定期巡回・随時対応サービスについて、興味を示される方は多く、モデル事業を利用いただいた方には、ひとり暮らしの不安感・孤独感の緩和や安心を提供できたと思います。

近年、窓口や電話などで『介護が必要となった親をどう見守ったらよいか』等の相談を受けることが多くなってきました。「自分は嫁いでいて同居できない」「遠方に住んでいて通いきれない」など、離れて暮らすご家族への心配は相当なものと理解するところです。

このような場合において、多くは施設入所を勧めることとなりますが、施設入所を申し込んでも待機を余儀なくされるのが現状です。

しかし、今後は居宅介護の選択肢として定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスが提供されれば、ご家族の安心につながると思います。

こうしたことから、現に在宅介護を実施している方だけでなく、新たに介護サービスを利用開始する方に特に需要が高くなるのではないかと考えます。

また、施設入所がご家族の希望でも、ご本人が居宅での生活を希望される場合もあり、居宅介護の限界点をあげられるこのサービスが、そうした方々の助けになればと期待するところです。

以上

